

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成16年7月15日

税理士 白坂 博行 殿

総合政策局複合貨物流通課

平成16年6月24日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、運送責任を負って、有償で、実運送事業者を利用して貨物の運送を行う事業であって、照会者が行う当該行為は、荷主からの貨物の運送依頼を実運送事業者へ取次ぐ行為であり、荷物に対する運送責任を負わないことや、荷主からの費用の収受についても、運送事業者に支払う実費額及び配送手配にかかる費用であることから、貨物利用運送事業法に基づく行為ではない。